

特定募集情報等提供事業概況報告書の提出状況等について

厚生労働省 職業安定局

需給調整事業課 労働市場基盤整備室

1. 特定募集情報等提供事業の届出状況について

- ① 特定募集情報等提供事業届出書の届出数 952件（令和5年10月1日時点）
- ② ①のうち891件（93.6%）がe-Gov電子申請経由で届出
- ③ ①のうち33件（3.5%）が個人事業主からの届出
- ④ 職業紹介事業と兼業している事業者からの届出は、625件（65.7%）
- ⑤ 労働者派遣事業と兼業している事業者からの届出は、271件（28.5%）
- ⑥ 届出のあった主なサービスは、合計で1,562サービス
- ⑦ ⑥のうち職業安定法第4条第6項各号に掲げる行為に該当する件数
 - （1）第1号(求人者等から、求人情報の提供依頼あり)に該当するサービスとして事業者から届出があった件数は、1,454件
 - （2）第2号(求人者等から、求人情報の提供依頼なし)に該当するサービスとして事業者から届出があった件数は、148件
 - （3）第3号(求職者等から、求職者情報の提供依頼あり)に該当するサービスとして事業者から届出があった件数は、645件
 - （4）第4号(求職者等から、求職者情報の提供依頼なし)に該当するサービスとして事業者から届出があった件数は、9件※ 1の事業者が主なサービスを複数届出をしたり、1つのサービスで2つ以上の類型（号）に該当する場合がある。
- ⑧ SNS(LINE、Facebook、X(旧Twitter)等)を活用したサービスとして届出のあったものは、合計で20件
※ SNS上で繋がることをもって、サービス利用に当たっての会員登録とみなしたサービスを実施している事例が多数を占めている状況。

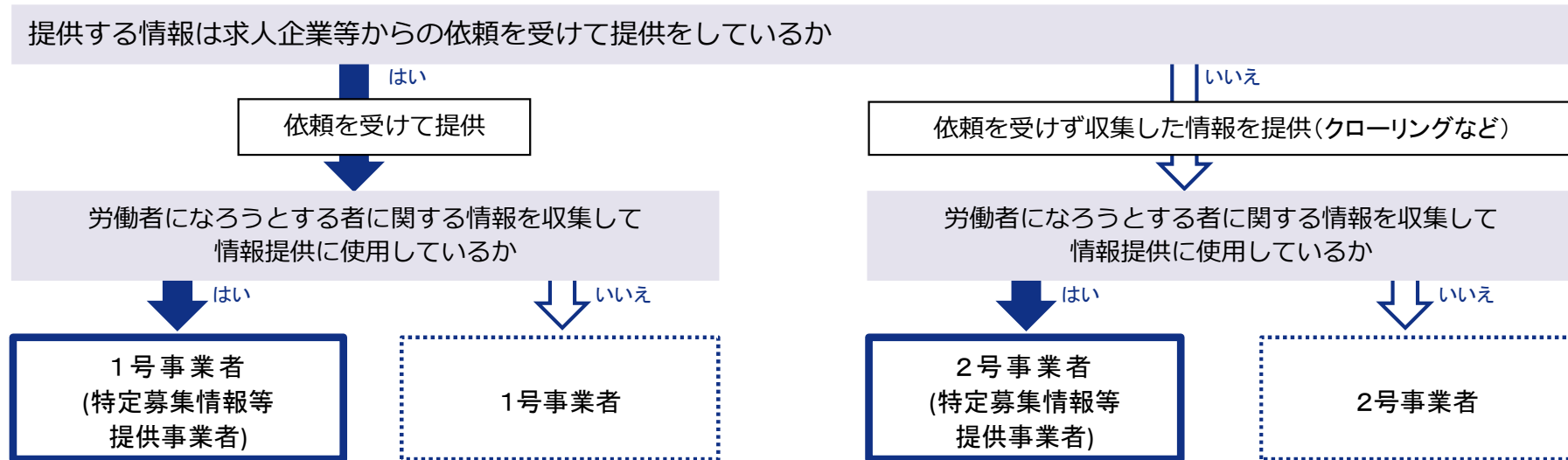
2. 事業概況報告書の提出状況等について〈令和5年10月24日時点〉

- 特定募集情報等提供事業者は、毎年8月31日までに、6月1日時点における事業の実施状況について、事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。
- 事業概況報告書における報告事項は、①届出受理番号、②名称、③所在地、④電話番号、⑤（法人の場合）代表者の氏名、⑥提供する主なサービスの名称、⑦第1号～第4号の行為のうち該当するもの、⑧URL、⑨求人情報を提供している場合の実績、⑩求職者情報を提供している場合の実績、⑪提供するサービスの概要、⑫適切な事業運営に関する事項
- すべての特定募集情報等提供事業者に対して、効果的と考えられる時期に事業概況報告書に関する周知を複数回実施するなど積極的な提出勧奨を行った。
- 事業概況報告書の提出義務のある902事業者のうち、提出があったのは897事業者。
(提出率は99.4%)
- 提出のない事業者に対しては、行政指導等の対応を行っているところ。

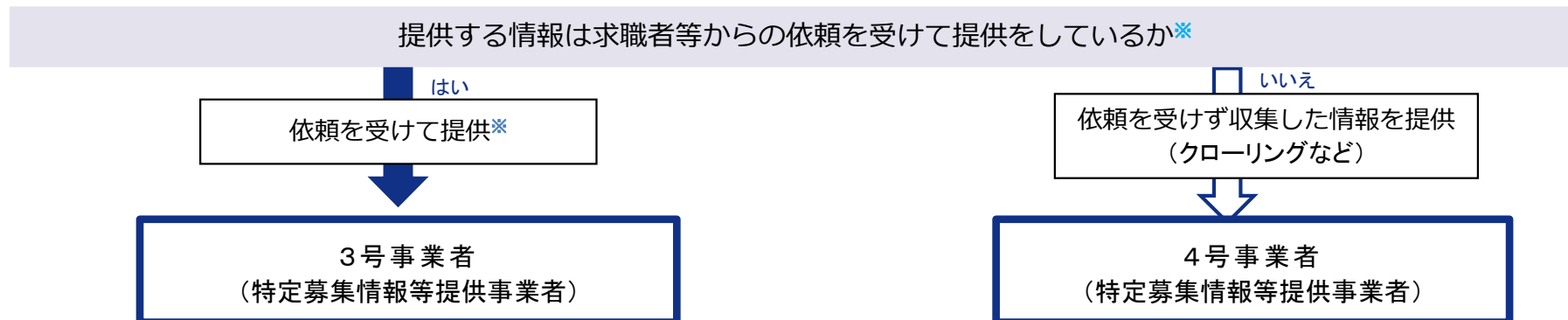
職業安定法第4条第6項第1号～第4号(事業類型)に関するフローチャート

提供する情報： 求人情報

→ はい ⇨ いいえ 要届出



提供する情報： 求職者情報



※ 「求人情報」を提供する事業者が、求職者等が自ら選択した求人企業等に応募できる機能を提供するだけでは「求職者情報」を依頼を受けて提供すること（3号事業者）には該当しない。

様式第8号の6 (第1面)

(日本産業規格A列4)

特定募集情報等提供事業概況報告書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

② 提出者

職業安定法第43条の5の規定により、下記のとおり事業概況報告書を提出します。

③ 届出受理番号		
④ 名 称 <small>(ふりがな)</small>		
⑤ 所 在 地 <small>(ふりがな)</small>	〒 ー 電話 ()	
⑥ 代 表 者	役 名	
	<small>(ふりがな)</small> 氏 名	

I. 公表項目

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑧ 職業安定法第4条第6項に掲げる行為のうち該当するもの	⑨ URL
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	
	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	

様式第8号の6 (第2面)

II 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者の募集に関する情報の概数	⑪ 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数

⑫ 概数に係る説明

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数

⑮ 概数に係る説明

3 提供するサービスの概要

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑯ サービスの概要

4 適切な事業運営に関する事項

- ⑰ 法第5条の4第1項及び第3項の規定に基づく労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする者に関する情報の的確な表示のために措置に関する事項
 <法第5条の4第1項（虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示の禁止）について>

<法第5条の4第3項（正確かつ最新の内容に保つために講ずる措置）について>

- ⑱ 法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的及び同条第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置
 <法第5条の5第1項の規定に基づき求職者等に明らかにしている業務の目的>

<法第5条の5第2項の規定に基づき個人情報を適正に管理するために講じている措置>

- ⑲ 法第43条の7第2項の規定に基づき、苦情の処理のために整備している体制に関する事項